

式子内親王御詠草

土田龍太郎

後白河院の女三宮、式子内親王と聞ゆるは、その頃に名を得たる歌人あまたありしなかにもきはことにおはしまししかば、今の世に知らぬ人どてはまれなるべし。この姫宮、平治年間に齋院に卜定せられたまひしに因みて萱の齋院と呼びまゐらせしことあり。年長けたまひて後、建久三年にかの法然房を戒師として御落飾ありてよりは承妙法と名乗りたまひたり。

敷島の道につきてこの姫皇子の師となりしはかの藤原俊成にほかならで、その古來風躰抄、もとの宮の仰せによりて作りまゐらせしものなりといへり。この俊成の子なる定家の内親王に戀しまゐらせしこと説きなせる後の世のものなかりしにあらざ。定家と云へる申樂能あり、作者金春禪竹とおぼしけれど、曲中に式子内親王の亡靈現れたまひて、わが身齋院より降りたまひしころ、定家しのびしのび通ひ來て、やがて御契淺からずなりぬることくどきたまふところあり。内親王の定家より年高きこと十年にもあまりたれど、かく齡距たれる女男の仲らひのいと睦くなれる例、世にたえてあるまじとも定めがたし。さはれ、このあはひなにとやらむにげなきところありて、さまで濃かなりしとはえしも思はず。かかるあやしきこと説ける文のほかにはあらばこそともかくもあらめ、はかなきよしなしごとにまぎれなければ、この姫宮つひにやもめのままに世を終へたまひしこと疑ひあるべからず。

古への衣通姫の流れに汲めるなる小野小町のあとを慕ひしにてもやありけむ、をりにふれことによせてめでたく歌詠み出でて敷島の道に名をとれりしかしこきたをや女、呉竹の代々にたえせねばおよびもて數ふるにいとまあらず。これらの歌人の風躰またとりどりなれば、まさりおとりをやがて定むまじきはさることなれども、詠めりし歌の心深く情濃かにて、あくまで調べ高く言葉いうにていみじくあはれなること、この姫宮にえたぐふ歌人また見出でがたければ、げにこの式子内親王を衣通姫の御跡をさながら繼ぎたまへる生得の歌人とわけて仰ぎ尊ばむにいささかもはばかりあるべからず。

内親王の今に遺れる御詠草、四百首に及べるが中に、敕撰集に入りぬるもの五十首にあらまれり。ことにこの姫宮の御歌多く收むるは新古今集にほかならで四十九首を數ふるは、かの集に入りぬる定家の四十六首、はたまた後鳥羽院の御製三十三首にもなほまさりたれば、かの代に名立たりし歌人あまたありし中にも、この宮のことに重んぜられたまひしさまげに思ひはかるにたへたり。

内親王、せうそこかよはずほどに、思ひかけたまひし人のかつてありしやいなや定かならず。なき名流したまひしあとこそあるまじけれ、戀に惱みたまひしことうつつたへになかりしとは決めがたかるべし。

(令和三年十二月二十七日受附)

ことに一たびけみせであるべからぬは、新古今集に載れる式子内親王と惟明親王（これあきらしんわう）と詠みかはしたまひし御歌なり。内親王、家の八重櫻を折らせて惟明親王のもとへつかはしたまひしとき

八重にほふ軒端のきばの櫻うつろひぬ

風よりさきに訪とふ人もがな

てふ御詠を添へたまひしに、やがて親王より

つらきかなうつろふまでに八重櫻

とへともいはで過ぐる心は

と御返しありけり。

この兩首、ただ文字のおもてばかりうち見るほどは、戀の歌にまがひて見ゆまじきにもあらざるめれども、かの集にては戀の部ならで春の部に入りたり。ほかに同じ親王と交したまひし一首あれど、そは雜の部内に見るをうべし。

惟明親王は高倉院の第三皇子にて式子内親王より若きこと三十年みそとせにあまれば、けさうだちたる御仲らひなりとはいかにも思はれず。内親王は若き甥うしろみなる親王を御後見の心もてをりをりごとに慈しみたまひ、親王はまた伯母なる内親王をつねに慕ひまゐらせたまひしなるべし。

惟明親王との御あはひはともかくもありけめ、式子内親王の御詠草の中に戀の歌少からず。新古今集戀の部をけみすれば、内親王の御歌十首ばかり拾ひ出すをうべし。いづれとりどりにめでたけれども、今なほ人の口ずさむこと少からぬは

玉の緒よたえなばたえねながらへば

忍ぶることの弱りもぞする

てふ一首にて、これ定家卿の小倉の山莊に式紙に書かれし百首歌の中に入りたれば知らぬ人ありとも思はれず。この御歌、題詠としも見えねでも、詞書によるにかつて上りたまひし百首歌の一つなれば、かならず御みづからのうつつの戀を詠ながめたまひしにはあらざるべし。さはれこの内親王、やる方もなきはげしきもの思ひにわれとわが心をしづめかねしをりなきにあらざりけむこと、まさにこの一首によりて推し測らるるぞいともかしこき。

（令和三年十二月二十七日受附）